

せんのですが、懲戒の規定は残されておる。懲戒権がある以上、その前提として監督規定の有無に拘わらず、必要な監督はできるものと了解して差支ないのですか。

○衆議院議員(北川定務君) お説の通り本法では法務府が包括的に司法書士並びに司法書士会の監督をする規定を設けておらないのであります。ただ認可の場合におきまして、法務府は認可の内容を調査するに当りまして、或る程度の実質上の監督をなし得ることになつておるわけでありまして。又懲戒の際、認可を取消す際にも実質上の監督権と申しますか、或る程度の監督をなすことができるのであります。が、一般的に常時法務府がこれらの者を監督することはできないのでございませう。

○大野幸一君 今一点、法務府設置法によりますると、法務総裁は司法書士に関する事項を管理することになつております。法務府設置法及び本案全体の趣旨から見て司法書士に対する法務総裁の一般的な監督権、従つてその監督の責任は従来通りであるものと了解して差支ないでしょうか。

○衆議院議員(川本末治君) お説の通り法務府設置法には司法書士に関する事項という項目が設けてあります。が、これは司法書士の認可等に関する事項でありまして、監督に関する規定ではないと解せられるのであります。従いましてこの規定を以て法務府が司法書士並びに司法書士会を一般的に監督すると解し得られないものと存じております。御承知の通り大正八年に設けられました代書人規則、それが一部改正を受けました司法書士法等におき

ましては、専ら司法書士が取締の対象となつておりまして、これらの自治というものを認めておらなかつたのであります。が、新しい憲法の下におきましては、かような規定は人権の尊重の立場からいたしまして妥当でないと考えられましたので、特に監督権というものを認めなかつた次第でございませう。

○大島農夫雄君 資格の問題ですが、第二條の二号によりまして「前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者」とこう書いてあります。が、大体第一号の標準というものは分らないのであります。二号の「前号に掲げる者と同等以上の教養」というのは尙分らないやうなものであります。具体的に言うといふと一体どんなものなんでしょう。

○衆議院議員(川本末治君) 具体的に申し上げますと、例えば新制高等学校を卒業した者、或いは旧制の中学校を卒業した者というやうな程度のものでありまして、且つ実務の経験を有するといふやうな者を指しておるのでございませう。

○大島農夫雄君 そうしますと、第一号のこつた実務を何年かやつて、而も中学校以上、或いは高等学校以上を卒業した者、これが大体標準になるわけですね。

○衆議院議員(川本末治君) その通りでございませう。

○松井道夫君 只今の試験制度を採らないのは、人物などを見てやるのだというやうな御説明であつたと思ひます。試験をやつてもやはり人物を見るのと変りがないのじやないかと思ひますが、その点をお尋ねします。それから單に一号のやうな規定ですと、法務

局又は地方法務局長の認可を受けるというこゝになつておるのであります。が、この認可というものはやはり情実、因縁等に左右されて余り資格のない、余り適当な者でない者を任用したり、多少専断に流れるといふことは止むを得ないことではないかと思ひるのであります。その点は如何ですか。

○衆議院議員(北川定務君) 第一点の試験制度にしてもいいではないかといふお説であります。が、試験制度にいたしますと、或る程度の成績を得た者は合格させなければならぬといふことに相成ります。これを司法書士に全部ならせるといふことにいたしますと、従来の建前が公証人と同じやうに大体人数が各地方によつて定まつておるわけでありまして、これを試験制度にいたしますと、その人員は非常に増加するといふ結果に相成ります。で、これが認可制度にいたしました大きな理由の一つでございませう。

次に第二点であります。が、「前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者」といふやうな漠然とした規定を設ければ、認可をする人の情実で流れる虞れがあるではないかといふお尋ねでございませう。これは地方によりましては適当な司法書士になれる資格を有する者が少ない場合が非常にあるものであります。さやうな場合に余り厳格な規定を設けておきますと、余り司法書士を結局認可することができないために、一般の人が非常に迷惑を蒙るという虞れがありましたので、比較的可をする人にお任せするといふことにはあります。この認可につきましては、法務府令でいづれ認可に関する事

項につきましては詳細な規定とか、或いは場合によつては試験制度を用いるとか、或いは人物審査をするとかいふやうな具体的な制度が設けられることと存じまして、情実に流れるやうなことは比較的少ないのじやないかと考えられる次第でございませう。

○松井道夫君 只今御答弁になりましたことによりますると、余り数が多過ぎるやうなふうになつても困るから、試験制度というものをしなかつたといふことなんでありまして、憲法には職業選択の自由といふものを認めておりまして、苟くも力があつて、その志望があるといふこととすると、やはりなれることにするのが当然じゃないかといふやうに考えられるのです。その点例えは弁護士などは、これは数が多いから認可を拒否するといふやうなことになるていまいわけです。多過ぎて弊害を生ずる場合は想像されるのですけれどもそれはない。司法書士といふものは何か特殊な者であつて、今の憲法の観点などから言つても差支ないものであると思ひますが、その点、更にお尋ねしたいのですが、この罰則を見ますと、八條については規定がないやうに思ひますが、私の見落しかも知れませんが、折角こつた行為を禁じておりながらそれに罰則がない、外の方にはあるのではありませんか、これだけではない。尤も懲戒という制度があるのですから、それでやればよいという御趣旨とも思ひますが、尙疑問を免れないと思ひます。その点をお尋ねします。それから十六條によりますると、「司法書士会の区域内に事務所を有する司法書士は、その司法書士会の会員となることができる。」といふこと

に相成つておりますが、働く認可を得たけれども、その後の実績によりますると、余り公正な事務のとり方でない、同僚に対する関係、その他品性も余りよろしくないといふやうな司法書士でも、司法書士会の方では無條件に入れる義務があるのか、その点お伺ひいたします。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 只今の松井委員の御質問に私からお答えいたします。第一点のこの司法書士について認可制度をとり、国家試験制度をとらなかつたといふ点が憲法の職業選択の自由と抵触の虞れなきやといふ点につきましては、もと／＼この司法書士といふものは、やはり人権の尊重と申しますか、比較的下層の方々を相手にしてその人達の権利の尊重を図るという点に、司法書士の職務の大半があるやうに思われるのであります。が、さやうな意味合からいたしますと、その業務の適正化を図るというところが、非常に必要なことになりまします。従来からこれは法務総裁の監督に属していたのであります。併しながら時運の進展と共に、そのような全部的な監督をそのまま續けて行くといふことが如何かと考えられて、この度の改正になつたのでございませう。その点から鑑みまして、全面的監督はともかくも、最終的な形で法務総裁或いはこの法務局長が懲戒権を持つことによつて、その事務の適正を図るという点で、これは公共の福祉の点から、やはりそのやうな保障が必要だといふ点から考えられて、かやうな形をとつたのでありますので、憲法上の問題もないものかとこゝろ考えております。

それから八條の問題はこれは御尤もな御質問なのでございますが、從來もこれはありましたが、これに対しては罰則がなかつたということ、かたがたこの度外の面については罰則をつけたいことは、多少開きがあるように見えるのでございますが、御存じのようにこちらの方に大要御迷惑をかけたまた弁護士法の規定で、これに該当いたしますもので、双方代理の規定がございますが、その点につきましても、やはり同様に相当きつ、これよりもつと詳しく双方代理を禁ずる規定を置いたのでありますが、それについては罰則をつけてあります。そのような関係からいけばその前例を踏襲いたしまして、これはやはり懲戒事項ということに止めることがよろしいかと考えて、そのようにいたした次第であります。

第三点の十六條に關しましては、これは實際の運用の面から申しますと、可なり不都合を生ずるということは十分に考えられるのでございますが、もともこの法律は司法書士の実態が過去三十年間において、相當に充實して参りまして、或る程度の能力があるということを認めた上の立法でございますので、そのような若し不都合な者があるならば、それはやはり懲戒その他の形で適當に善処ができるのじやないかと考えております。又第十八條で法務府令で多少業務の執行に關しましては、行き過ぎがありますならば、その点についての多少のチェックはできますし、その命令に違反した場合にそれが又懲戒事項になるということで、結局はやはりこの司法書士に対する監督も行き届くことができるのではないかと、こう考えております。

○大島農夫雄君 第二條についてもう一遍お伺いしたいのでありますが、第二條の第一号によりますと、この裁判所の事務、これをやつた者は特権を持つような感じを持つのでありまして、そういう実務が必要であるということとを條件とするならば、法律事務所におつた者もやはりそういうことに携わつておつた、實際には実務に携わつておつた、そういう人はどういうふうになりますか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 私からお答え申し上げます。先程も北川議員からの御説明にもあつたのでございますが、多少補充的になります。これは第二号といふものは第一号のいろいろな直接裁判事務、或いは檢察事務その他に従事した者と同等の教養及び学力と申しますか、實際の場合には例えば村役場の書記を長くしておつた者とか、或いは村長の職務に長くおつた者もございまして、只今の御説明にありましますように、弁護士事務所におつたといふようなことで、全くこの裁判所事務官を三年勤めたよりも或いはそれ以上の知識があると認められるならば、第二号で適格であるということとは十分考えられるのでございます。

要はこの司法書士と申しますのは、裁判などではな／＼得難いような書式、その他をその場で直ちに仕上げて行くといふようなところに、仕事の重点がございまして、今の御質問の点は確かにその通りの取計らいができることだと考えております。

○大島農夫雄君 認可制度にした点について疑義があるのですが、元來認可

制度というのは、特権を與える制度であつて、開放的なものじやない、従つて民主的なものじやない、今までの認可制度によつて特権を與えられた司法書士といふものは、非常に世間から非難的であり過ぎる、朝早く行かなくても裏から金を廻せば遅く行つた人が先になる、こういうような事實が沢山流布されておる。もう私達もよく承知しておる。そういうことは大きな特権を與えられたがために、自分達の独占的なものだといふような觀念も相當ある。中にはやつてゐるうちにいろ／＼な情実がありまして、正当な業務を取扱ふということができない。併しそのことは認可という特権があるからといふ大きなハンディキャップを持つておるために、平氣でそんなことをしておる。又頼みに行く人も決してそれを不思議と思わない。裏から廻れば何とかなる、こういうようなことになつておつて、先に松井委員から言われたような試験をしたからと言つて、採用試験しない、資格試験をするのであつて、資格を取つておつたからと言つて、何もそれが開業しよう、すまいと勝手だ、司法書士だつて勝手だ、弁護士も開業しよう、すまいと勝手だ、ありまして、試験制度を採つたからと言つて、敢えてこの趣旨に悖るような精神にはならんと思ひます。むしろ開放的に試験をして、やりたければやる、こういうふうにするべきが當然じやないかと思ふのでありますが、どうしてこういうふうな特にこういう点についてのみ認可制をとつたか。例えば按摩さんにしても、鍼灸さんにしても試験制度になつておる。この司法書士にのみ認可制度を採つたといふのはおか

しい。これはどういふわけですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 御質問の趣旨は誠に御尤もでありまして、私達、私達と申しますと口はばつたのでありますが、私もお手伝ひしたのであります。かような司法書士法の改正の経過に當つては、可なりそのような点も十分に検討いたしました。結論的にはやはり現在の段階では認可制度が妥當である、將來の問題はさて置き、この次の課題にしようといふことでこの形を採りました。事柄の性質上、例えば東京或いはその他の繁華な都会地においては或いはそのようなことがあるかと思ひますが、一歩非常な辺鄙な土地に参りますと、司法書士といふものも必ずしもその人を得ないし、そうして可なりよい人を得ることに苦心しておるというやうな事情でございまして、さういふ關係からこれを試験制度など採りますことによつて、一層さういふ点の、需要に満たないといふやうなことを惧れましたことと、それから現在におきましては、認可制度のさういふやうな多少の不都合といふことが考えられますので、例えば認可を拒絶する、認可を受けた者に対してこれを與えないといふ点が一番やはり問題が多いのじやないかと思ひますので、その点につきましては、これは特に新しい行き方と思ひますが、聴問の制度を置きました。これはやはりお言葉のように多少でもこの制度を民主的にしようといふ努力の一つの現われでございまして、この程度で一応の段階としては改正をし、更に今後推移を見るときで御了承願ひえたら結構かと考えます。

○松井道夫君 これは念のためにお尋ねして置くのですが、聴問という制度がよく分らないのですが、聴問といふのはどういふことをするの、それからもう一つ十三條の聴問の戒告を除いた意味について御説明願ひます。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) この司法書士法案では、聴問が二つの形を採つております。今の御質問の点は、或いは第四條の關係の聴問かと思ひますが、普通の聴問と申しますと、大体は懲戒のやうな場合の第十三條の聴問といふのが普通の形であつて、四條における聴問といふのは珍らしい形と考へております。併し要は先程申し上げました通り、認可制度の適正を図り、民主化を図るといふ線に沿つての新らしい構想でございまして、さうしてこの聴問と申しますのは、行政庁が一定の処分をいたします場合に、その処分が適正であるといふことを保障するために、広く民意を聴くということがその基本でございまして、この第四條の場合も、予めこの法務局或いは地方法務局長が認可を與えないといふ場合には、事前に一定の期日に、拒絶する理由について本人を呼び出した上でその者の意見を聴く、その者の意見を聴いて、更に又法務局の方から言え、なぜ断るのかといふ点をよく納得させるといふ趣旨で聞く、こういうこととでございまして、尙これは公開で行うのでございまして、それからこの場合にやれば若し拒絶される理由が明らかであつて、本人に不利益な場合に、これは本人がこれを求めなければ聴問は必ずしも開けませんから、本人の名誉を傷けるといふことも多少考慮して「認可を申請した者の請求により」といふ

ふうに表現したわけでありました。それから次の十三條の聽問に關しましての趣旨の大体は、これは普通の營業権と與える場合にある聽問の形でございす。營業権を奪う場合の聽問の形をそのまま採つたのでございす。何故に戒告についてこれを書かなかつたかと申しますと、戒告というのは可なり輕度のものでございすし、直ちに司法書士の權利義務について影響しない、そういう点もございすので、又聽問とていふのも相當費用もかかりますものでございすし、煩雜な手数を要するまでのこともないと思ひまして、殊更に除いた次第でございす。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑がなければ、質疑はこれを以て終局することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) では質疑はこれを以て終局いたします。直ちに討論に入ります。

○大野幸一君 本員は本案に対して一修正案を提出いたします。修正案の全文を讀み上げます。

司法書士法案に對する一部修正案
司法書士法案の一部を次のように修正する。

附則第八項中「その地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受け」を削る。

というのであります。その修正案提出の理由は、立案の際整理すべきものを全くの過失によつて存置されているものを解しますで、ただこれを整理したに過ぎないものであります。

○委員長(伊藤修君) 討論はこれを以て終局することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決いたします。先ず大野委員の提出にかかるところの修正案について採決を行います。修正案全部に御賛成の方は挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致修正案通り決定いたします。

次に修正案を除く原案全部の問題に供します。原案全部に御賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたします。尙本會議における委員長の口頭報告の内容につきましては、委員長に御一任願います。多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
大野 幸一 大島農夫雄
遠山 丙市 松井 道夫
岡部 常 鬼丸 義齋

○委員長(伊藤修君) 次に土地家屋調査士法案を議題に供します。本案も昨日に引続き質疑を繼續いたします。

○遠山丙市君 本法の立法の目的は調査士を保護することにあるのか、又は調査士を監督取締るということにあるのかどうか、この点がはつきりしておらないのであります。お答え願います。若し調査士を保護することが目的とするならば、その理由はどのようなものであるか、若し又監督取締ることが目的であるならば、誰が監督するか、その登録機関が法務局、又は地方法務局であることから一応これらの官庁が監督権を有するとも解されるのであります。

すが、明瞭を欠きますので、こういう点は明文を以て規定を入れて置いたかどうかと思うのであります。お伺いいたします。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 御質問に對して私からお答え申し上げます。この法律で初めて創設いたします土地家屋調査士というものに、この土地家屋調査士を保護し或いは監督するといふことは実は法律の問題といたしましては直接のものではなくして、この法律が立案されます経過から申しますと、土地台帳、家屋台帳というものが現在ございす。これは權利關係の基本たるべき台帳なのでございす。従事やもすればその記載が極めて正確であつてそのために權利關係の紛争を生じ、或いは統制經濟面における供米その他についても、統制にも相當の障害を來たしておつたといふことは事實でございす。それでこの度土地台帳、家屋台帳が従来の大蔵省の所管から法務府の所管に移りました機会に、これがやはり法務府と申しますと、最も人權尊重の最後の基盤でございすので、そこにおける台帳において正確であつてはならないといふところから、その台帳の正確性を期するといふ点を第一の目的として、この土地家屋調査士法というものが作られておるのでございす。従いまして土地台帳、家屋台帳の正確性を期するといふことから、それに対する調査、測量、申告手續をする業者に對しましては必然的にこれを保護するといふよりは、むしろ取締の面が強く浮び出て來るのでございす。本法につきましては、その点からこの調査士の業務について相當に適正を保つといふ点の規定

を設けまして、その趣旨を明らかにしておるものでございす。尤もこれは仮設的なことでございす。土地家屋調査士といふものに對して國家的な試験を行いますので、その強化といたしましてはそれらの試験に合格した者がこの業務をやりますならば、その者がその点では保護される。従つて試験をしない、いわばもぐりでこれをやるということになれば、これに對しては処分を要するといふことから、それに対して本文を設けたのでございす。これは必ずしも法律の目的ではない、こゝろ申上げてよからうかと考えております。

○遠山丙市君 次は、本法によつて土地家屋調査士という職業が法律上認められるといふことになりす。この職業を認める必要性といふものの根拠が乏しいように思ふのですが、承つて置きたいと思ふ。そうして並びに、こゝろいう工合に立案せられることとありますから、いろ／＼な例を御参考になつたと思ひますが、例えば諸外国に土地家屋調査士又はこれに類するものを法律的に認めた例があれば承りたい。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 先程私の説明が足りませんものでしたから、再度御質問をさせまして恐縮であります。この土地家屋調査士が何故必要であるかと申しますと、先程申しましたように土地台帳、家屋台帳の記載といふものが、よく世間で言われることなどございす。台帳面では何町歩である、或いは何町歩しかない、ところが現実にはそれの数倍の土地であるといふことが往々にしてあるのでございす。そのことは從來届出について非常に当事者の、届出をなす

人を信用したと申しますか、その者の届出をそのまま鵜呑みにして、その台帳ができておるという実情にあると思ひます。従いましてその台帳が今度はいろ／＼な方面から登記その他の簡略を計るという点で、飛躍的なこの度の土地台帳法、家屋台帳法に關する改正が行われます際に、それを最も權利の基本として正確なものにするといふために何らかの措置が取られなければならぬ。そのために先ず第一に考えられますことは、そのような台帳を備付けております役所において、その正確を期するといふことが最も正しい行き方かと考えるのでございす。そのためには法務府などでも内々御研究になつたのでございす。相當人件費その他に巨額なものが必要、数億に及ぶものが要るのではないといふ程の、膨大な予算を必要とするといふようなことが考えられるのでございす。尙又そのように役所で台帳の正確を期したといたしましても、その後毎日のように届出でられます申請といふものが、極めて正確な事實に基いてなされずともならず、それは一種の百年河清を待つといふようなものでございす。それから、絶えず悪い届出が来ておるから、いつまで経つても台帳の正確が期し得られないといふことにならぬかと思ひます。従いましてこれらといふことを保障するための制度としてこれを設けたのであります。そのために從來からその方について土地の調査員と言つて、税務署の嘱託を受けておるというやうな測量士などがいますので、そういうやうな者を提えまして、その業態の者に對して、そのまま

を設けまして、その趣旨を明らかにしておるものでございす。尤もこれは仮設的なことでございす。土地家屋調査士といふものに對して國家的な試験を行いますので、その強化といたしましてはそれらの試験に合格した者がこの業務をやりますならば、その者がその点では保護される。従つて試験をしない、いわばもぐりでこれをやるということになれば、これに對しては処分を要するといふことから、それに対して本文を設けたのでございす。これは必ずしも法律の目的ではない、こゝろ申上げてよからうかと考えております。

を設けまして、その趣旨を明らかにしておるものでございす。尤もこれは仮設的なことでございす。土地家屋調査士といふものに對して國家的な試験を行いますので、その強化といたしましてはそれらの試験に合格した者がこの業務をやりますならば、その者がその点では保護される。従つて試験をしない、いわばもぐりでこれをやるということになれば、これに對しては処分を要するといふことから、それに対して本文を設けたのでございす。これは必ずしも法律の目的ではない、こゝろ申上げてよからうかと考えております。

受入れるのはどうかと思ひますので、これに對して國家試験を行ひ、その上で職務を適正に行うといふことについて、若し行わないとならば、これについて刑罰を科するといふことにいたしまして、この法律を作つた、こういうわけでございませう。それ故に、この考案方での台帳の正確を期するといふことがございませうが、それが最も手近な而も効果的なやり方ではないか、こう考へて立案したものでございませう。

○遠山丙市君 外國の立法例は……

○衆議院法制局參事(福原忠男君) それはでございませう、實は測量その他關係から申しまして、やはりいろいろと段階的にはあつたと思ひますが、的確にこのような制度があつたといふことについては、實は十分の研究ができておりませう。最も司法書士その他を研究いたしました場合に、やはり司法書士や或いは土地家屋調査士について……自分の權利を主張するについて他人の代理を受けるといふことは、弁護士制度以外に余り制度がないのじやないかと考へております。日本の民度が低いといふことが、或る程度こういうものの立法を必要とするのじやないかと考へられます。これは或いは研究が行届いておりませうから、改めて又申上げる機会があるかと思ひます。

○遠山丙市君 次は土地家屋調査士という職業を法律上認めることになりまして、從來誰でもできた土地家屋の調査測量、又は申告等が今後は事實上調査士の手を通しなればできないといふことになる。そういったしするところに伴なつて生ずる弊害といふものも、相当あると考へます。現にこの間

委員會を通過しました司法書士法があるために法務關係、裁判所關係の一切の書類はその手を通しなれば容易にこれらの官庁に提出することができない、むしろかしい、こういう点は考慮しなければならぬのじやないかと思ひます。若しそのような弊害が生ずれば調査士は一種の特權を有する職業化して、國民一般にこの法律ができたために不便と迷惑をかけるような虞れがあるのじやないか。そういう点についてお考へを願ひたいと思ひます。

○衆議院法制局參事(福原忠男君) 只今の御質問でございませうが、その点はこの立案に際しまして非常に注意を要したところとございませうが、種々検討した結果可なりという点について保障的な面をつけて立案をいたしましたつもりでございませう。先ずこの土地家屋調査士を經なければ、必ずこの調査、測量或いは申告手續ができないかと申しますと、これはそうではなくて、これは極めて限定された土地台帳、家屋台帳の登録について、必要な測量であり調査である。そしてその調査、測量の土台と申告手續についてのみ、この土地家屋調査士の業務としたのでありまして、その土地でも若し本人で、本人がそのようなことをするならばこれはできることになるのでございませう。第一條で他人の依頼を受けてこういうことを業務にするといふことについて一つの業態を認めたのでありませうから、他人から依頼を受けないで、みずから届出ができる能力がある者ならば、それを禁止する意味ではありません。更に又申告手續につきましても、それが單なる所有權の移轉であつて、所有權者の名義変更といふよ

うなものがございませうなれば、それは調査測量を基本にしての申告の手續を要するといふものでございませう。特に第十八條で取締つてゐる非調査士の取締においても、その点を明確にするために、「調査若しくは測量又はこれらの結果を必要とする申告手續をすることを業とする」ことができない。と斷つて、極めて制限した意味でこの調査士の業態を認めておる、こういうことになるのです。

○遠山丙市君 それから調査士の報酬の基準は調査士会がその会則、第十四條四号で定めるところによることになつておりますが、この基準に従わずに報酬を受けた調査士に対する処分というものはどうなるのです。それから調査士会は第十三條によつて、その設立は任意である、従つて調査士がこれに加入するかどうかは任意であると解されるのでありますが、調査士会がその会則に従わない調査士に対する処分としては、除名ということが考へられますが、併し除名されたところで、その調査士は登録を取消されるわけではないと思ひます。そのわけは第十三條に法務局長、又は地方法務局長は、本法又は本法に基く命令に違反した場合でない限り、調査士を懲戒に付することができないと、こう書いてあるのです。それでありますから、そのまま業務を続け行くことができると思うのですが、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○衆議院法制局參事(福原忠男君) この調査士の報酬の基準といふものは、この法案では調査士会の会則に委ねてあるのでありますが、その点についてこれを守らなかつた場合、或いは會員として加入しないで、その基準とは著しく違つた高い報酬を取るといふような場合については、如何様な処置をするかといふ御質問と承つたのでありますが、その点は可なり立案に際しまして、如何様な形で処置するかといふことに苦慮したのであります。一面先に御審議願ひました司法書士会についても同様なものでございませうが、この司法書士の自治能力といふものを認めるといふことになりませうと、調査士会についても或る程度自治能力を認められて、そしてやはり司法書士会と大體同様の形をとるといふような建前から、かような形になりましたものであります。その点についての最後の懲戒權の發動とか、或いはその登録の取消といふような処置が取れないという点については、多少の問題が残るかと思へます。併しその点はこれも法務總裁の所管事項でございまして、第十七條で法務府令へ或る程度の委任をしてございませう。その委任事項は極く限定してございませうが、その中に「業務執行に關して必要な事項」とございませうので、この調査士の報酬といふものは、業務執行について最も重大な關係のある事項でございませうので、その点についても或る程度の適正な取締ができるのではないかと。でそのような法務府令が出ました場合には、その法務府令に著しく違反する場合には、それに対して違反したような場合には、やはり十二條の發動を見ることができて、極端な場合には登録の取消にまで及ぶといふことも考へられる、こう思ふのでございませう。

○遠山丙市君 最後に一点だけ……。調査士は二つ又はそれ以上の法務局又

は地方法務局の管轄地域に同時に數ヶ所の事務所を設けることができるかどうかといふ問題であります。例えば東京、浦和、千葉といふ三ヶ所にできるかどうかといふこと、若しできるといふたしますれば、その場合に各地の法務局又は地方法務局にそれらの手續、登録手續をさなくちやならんものかどうか承りたひ。

○衆議院法制局參事(福原忠男君) この第八條に事務所の規定がございませうが、この事務所の設置の基準といふものは、法務府令で定めるところになつておりますが、この業態が台帳の正確性を期するといふ意味からいたしますと、若し法務局或いは地方法務局の管轄を異にするところで二ヶ所の事務所を持つといふことは、その業態自体から言ひまして、正確を期する点について欠けるところがあるように考へられます。従ひましてこれは恐らく法務府令の定める基準といふものに、事務所は一人の調査士について一ヶ所といふことが原則であるといふように考へられます。又この第八條第二項ではその点が大体裏書されてゐると思ひます。でございませうが、他の法務局或いは地方法務局の管轄区域内に事務所を移轉する場合には、登録移轉の手續を要するといふことが決めてあります。が、これなどは今申上げたような基準が大體一ヶ所に落着くであらうといふような裏書にもなるかと、こう考へております。

○衆議院議員(田嶋好文君) 今のお尋ねにちよつとお答えいたしたいと思ふのでありますが、その点私達委員會の立案でも問題になつたのでございませうが、第八條に明確な規定を設けました

のは、「法務府令の定める基準に従い。」ということ、法務府令にその処置を與えたことが第一であります。第二はつきり書いてありませんが、今説明されましたように、移転手続をしなければならぬという規定は、その半面におきまして事務所を一つ所と当然されますので、法務府令において第二項を尊重して、そうした意味の基準を定めるものと考えてこれを作つたのでございます。

○遠山丙市君 御説明のようにその第八條本文と、それから第二項のところ、まあそういうことは領かれるのでありますけれども、この弁護士会でも事務所の数の問題じやなく、御承知のように採めたものでありまして、どうもこれじやばつとしないように思うのであります。やはり今御説明のようなど、大体一つの事務所より認めんというように落ちつくといふことになるのでしようか。これは会則上頗る私は疑問だと思ひますから、重ねて伺ひたいします。もう少し明文によつて何かきちんと定めたらどうでしょう。

○衆議院議員(田嶋好文君) その点は実はこの立案に當りまして、法務府ともよく打合せをいたしましたのでございすが、法務府の意見もこれによつてその趣旨に沿ひ得る、こういうことでございしたから、その件に対して私達はその信じておるわけなんです。あります。

○松井道夫君 私はこの土地家屋調査に該当する方の関係は、余り存じておりませんので、今お尋ねするわけですが、現在そういう方々は、別に何ですか。今度はまあ土地家屋調査士とい

うものになられるわけですが、現在は何と言つておられるのですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 現在はいかなる名称というものは必ずしも決まつておりません。又それから税務署関係その他で、その名称を特に調査員、嘱託した調査員というやうなことに言つておる場合がございます。併したる單なる調査員ではちよつと分らないのでございすが、併し要は土地家屋について或る程度の調査を委託するといふやうな形をとつて調査員といふ名前をとつておるわけでありまして、その他には法令上のはつきりした名称はないわけでございます。

○松井道夫君 通称もないわけでございますか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 通称は測量士という言葉を使つております。それといふのは、昨年こちらで建設委員会を通りました測量士法との関係で、その測量士といふ名前を今はお使ひになつておらないと思ひますが、従来は測量士といふ名前でした。

○松井道夫君 やはり裁判所関係の依頼人から依頼を受けて、手数料のやうなものを取つておられるのですか、或いは税務署の方から報酬を受けるのですか。

○松井道夫君 そういつた方は、従来は組合とかさういつた組織は何もなかつたのでしようか、どうなんですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 必ずしも強固なものとは認められないのでございすが、やはり各地においてそれの必要に応じて、何と申しますか組合風のものがございます。全国測量士会といひますか、日本測量士会と申しますか、そのやうなもので大体会員は数千名に上つていたかのように聞いております。

○松井道夫君 それからお尋ねしたいのですが、今の土地台帳、家屋台帳が登記所の方の關係になつておるといふ場合に、従来その登記所關係の代書人といふ方が相當おられて、いふ家屋とか土地とかの、主として土地關係でありまして、世話をしておられる。そういう方々と仕事の上でいろいろ衝突が起きたり、果してどの範圍が土地家屋調査士のやられることが、或いはどの範圍が代書人でやつてもいいのかといふたやうな、いろいろ混乱が起るやうな氣もいたすのですが、その辺はどういう意見でしようか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) そのことでございすけれども、それは私共立案に際しまして、十分に新らしい制度でございすので、従来からの既存の業種に對します侵害があつてはならない。その方に吸収されて、こちらの調査士法が何ら存立の意味がないといふやうなことになるのはならぬのでございすが、多少苦心をいたしました、土地家屋調査士法案の第一條にお

きまして、土地家屋調査士の仕事を極めて限定いたしました。これを土地台帳、家屋台帳の登録について必要な調査測量及び申告手続といふことにいたしました。そのみに限定し、而も又非調査士がそれをなしてはならないと、十八條においては、先にも申し上げましたやうに、調査測量、それからこの結果を必要とする申告手続についての非調査士の取締をするといふやうにいたしましたのでございす。この結果従来司法書士は土地台帳、家屋台帳につきましては税務署の所管でございまして、これは司法書士の仕事の範圍でなかつたわけでございますので、これを土地家屋調査士にやらせることにしようといふことは、全然結果的に起らないことになるのでございす。而も見方によりますならば、この土地台帳、家屋台帳が法務局、地方方法務局の所管になりましたので、その範圍においては、若しこれが特別に調査し或いは測量することによつてのみ、申告手続がなされるというものでない限り、先程申しました所有權者の名義変更とかいふやうなものでありますならば、これは司法書士が十分に調査士法第一條に基きましてできますので、多少司法書士はやはり土地台帳、家屋台帳が法務局、地方方法務局の所管になりましたことによつて、業態は殖えて来るといふことになるかと考へます。又逆に今度は土地家屋調査士が司法書士の職務に入り込むやうかといふ点につきましては、先程も言つたやうに極めて限定しておりますので、これは司法書士の職務に何ら入り込む余地はないものだ、こう考へております。

○松井道夫君 例へば依頼人が測量士なら測量士に測量して貰つて、單に申請の申告手続だけを代書人に依頼した。さういつたやうな場合に、やはり代書人はそれができないで、同じ登記所におられる調査士の方に廻さなければ処罰されるということになつておるのですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) お説のやうな場合は、多少何と言ひますか、本人が測量し調査した場合でございすか、本人が測量し調査したものを基準にして、ただこの届出のみを司法書士に依頼したといふ場合といたしますと、これはやはりその部分は司法書士としては引受けられないことにならうかと考へております。

○松井道夫君 それから報酬のことについてお尋ねしたいのですが、これは司法書士の方では法務総裁がこれを定めるというやうな規定があつたと思ひます。ところがそれと比べて調査士の方は調査士会ができれば調査士会が基準を作る。これは非常に結構なことですが、第一に分らぬのは司法書士、この方は法務総裁というにとり、調査士の方は実質的に定めるといふことが分りませんし、それから調査士会ができれば、各自自由に勝手に決めた基準で報酬を貰ふことができるというやうに思われるのですが、私條文の見方が足りないかも知れませんが、その辺どうですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 報酬の点はやはりこのやうな立法の場合には非常に問題になる点でございす。そして今司法書士法案と並べますと、その点の差は極めて著しく目立ちます

きまして、土地家屋調査士の仕事を極めて限定いたしました。これを土地台帳、家屋台帳の登録について必要な調査測量及び申告手続といふことにいたしました。そのみに限定し、而も又非調査士がそれをなしてはならないと、十八條においては、先にも申し上げましたやうに、調査測量、それからこの結果を必要とする申告手続についての非調査士の取締をするといふやうにいたしましたのでございす。この結果従来司法書士は土地台帳、家屋台帳につきましては税務署の所管でございまして、これは司法書士の仕事の範圍でなかつたわけでございますので、これを土地家屋調査士にやらせることにしようといふことは、全然結果的に起らないことになるのでございす。而も見方によりますならば、この土地台帳、家屋台帳が法務局、地方方法務局の所管になりましたので、その範圍においては、若しこれが特別に調査し或いは測量することによつてのみ、申告手続がなされるというものでない限り、先程申しました所有權者の名義変更とかいふやうなものでありますならば、これは司法書士が十分に調査士法第一條に基きましてできますので、多少司法書士はやはり土地台帳、家屋台帳が法務局、地方方法務局の所管になりましたことによつて、業態は殖えて来るといふことになるかと考へます。又逆に今度は土地家屋調査士が司法書士の職務に入り込むやうかといふ点につきましては、先程も言つたやうに極めて限定しておりますので、これは司法書士の職務に何ら入り込む余地はないものだ、こう考へております。

が、これは土地家屋調査士と司法書士の業態の相違がここに現れていると、こうお考え願いたいと考えるのであります。それと申しますのは、何分にも司法書士の方はこれは従来長年の業務の実態がございまして、又仕事の性質上から専らこれは机の上での書類の作成ということになるのでございます。ところが調査士の方はこれと違ひまして、例えばどこ／＼の籍に山林が何町歩あるというようなことの調査と申しますものは、これはその場に行つて調べなければいけないことなのでございます。その場合の測量も、例えば平地の何町歩というものと、山の中の何町歩というようなものと、それ／＼違ひますので、それについて一定の基準をここで法務総裁が決めるというようにすることも実はなかなか容易にできないと考えるのであります。尙その点は何分にも新しい制度でございまして、或る程度この業態が確立しますならば追々この業務執行について適正な監督方法、或いは方針についての基準というふうなものもできるかとも考えますが、一応過渡的には実能力を先ず與えてみて、そうしてその実能力にふさわしいものが調査し、よければそれで済みますし、実能力を與えたことが理想的にその実態にそぐわないとなれば、或いはその際には法律を改正いたしまして、適正な取締の方法を講ずるということも十分考えられると思ひますが、一応新しい制度を開きます上において、このことも考え、その点については十分検討いたしました。この程度しかできないでいる、こういうことになつております。

○大畠農夫雄君 この法案の大体骨子

は取締というのでありますけれども、取締という言葉は結局業者として登録をした者以外の者がやるから、それを取締るのだと、こういう意味であつて、敢えて取締らなくとも差支えないという者を取締るようになるのじやないかと思ふのですが、この法律ができてからそういう取締をするのであつて、本来ならばそういう取締をする必要がないと思ふのです。何故そういうふうに限定するのか、先ずそれをつ、それからこの法律ができませんと税務署では必ずこの調査士の測量がなければ書類を受付けない、こういうことに恐らくなると思ひます。そうなるにそこ自分で、或いは知人、親戚なんかで、特に適正に調査をする者があつてもそれを利用することができないとするならば、やはり民間にそれだけの負担をさせることになるので、これは大いに考えなければならぬ。こういうふうに思ふのです。そういう点はどうなんですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 最初の御質問にお答えいたします。この法律の趣旨が取締にあることは申し上げたのでございますけれども、この取締は二つの面で行われておる。先ず第一は調査士というものの制度を置きまして、その調査士を取締るという面と、それからかような調査士制度を布いてこれに対して取締をするという半面には、非調査士を取締らなければならぬ。こういうところからこの二つの形が取られておるわけでございます。御指摘の点は第十八條の取締でございますが、これは非調査士についての取締でございますが、調査士そのものに對する業務上の取締と言ひますもの

は、ここで申しますと、第九條、第十條、第十一條というふうなものがその主なるものでございまして、その違反というものについては十二條で懲戒を行うというふうに取り締めておるのでございまして。やはり重点は調査士そのものについての取締というものに可なり重きを置いておる。こう御理解頂ければ結構かと思ひます。

○大畠農夫雄君 それから税務署で指定された調査士以外の者が調査した場合に、その書類を受理するかどうか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) その点はこの法律ではやはり他人の依頼に依つて調査士がやるということでございます。直ちにその場合受理できないといふか、或いは受理してはならないというふうな事柄ではないのであつて、若しそれが正確なものであるならば、勿論受理しなければならぬこととは当然だと考えます。ただこれは言わないでも思ひますが、この土地台帳、家屋台帳につきましては、直ちにそれが課税の対象になるといふやうなところから、可なり当事者は自己の利益を図るために、実際よりは小さく、小さくと届出がなされるというのが実情でありますので、その点については、従来は税務署に一定の職員を置きまして、その実測をするということになつておるのであります。實際上にはなかなか容易に行われなかつたために、実際の土地台帳、家屋台帳に或る程度の不正確といふものができておるかと思ひます。それでその点については多少事務的取扱があるかと考えますが、法律的にはやはりそれを受理できないといふか、或いは受理してはならないものであるといふことにはならない

と、こう考えます。

○大畠農夫雄君 この法律を作りますと、結局そういう測量に対する技術が向上するとか、或いは適正な調査ができるかといふふうに一応見なければ、こういう法律は必要がないのであつて、どうだといふふうなものをいつて、どういふふうにするかといふうな機構が何かの規則が出るのですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) この法律が若し制定できますならば、その際は附則にもございまして、法務総裁の所管事項になりますので、この法律の施行によつて必要な範圍の省令というふうなものは、是非共置かなければならない、制定されなければならぬといふことを考えております。

○松井道夫君 先程の質問に対する答へが又つと抜けておつたかと思ひますが、折角調査士会ができて、一定の基準を決めたのに、その調査士会に入らない者が、自分で独自の基準を作つて報酬を貰つておるということになりますと、相當この調査士会の秩序を乱すやうなことになるはしないかと思ふのですが、少くとも同じ管轄区域内に調査士の多数の連合の会ができた場合に、やはりその報酬の基準に従わなければならぬ。何とかその辺の混乱に対する配慮といふものが必要でないではないではあつた。それからもう一点、これはまあ法律技術的のことですが、十一條に「調査士は、その業務に關して虚偽の調査又は測量をしてはならない」とあつて、拜見すると頗る異様に感ずるのであります。虚偽の調査又は測量をしてはならないことは、

これは言うを俟たない、聊かおかしいのであります。おかしく感ずるのであります。第二十一條に「第十一條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」という罰則の關係上十一條をおかれたのならば、こういう十一條といふものは必要はない。その業務に關して虚偽の調査又は測量をした調査士は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処するといふように第二十一條を書けばいいと思ふのですが、その点についての御意見を伺ひたいします。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 御質問の第一点は、調査士の報酬の点でございまして、これはやはり第十七條の法務府令の中で、業務執行令で或る程度のものでございます。監督ができませんといふことで、措置する外はない。一応は先程申し上げたように、自治能力を與へまして、そして自治能力にふさわしいことでの法律が適正に運用されたことを考えなければならぬ。若し自治能力がないものならば、はつきりと明文をおかなければならぬ、こう考えます。第二点の十一條の点は、御尤もなものでございまして。實際は、これがやはり先にも申し上げましたように、土地家屋調査士法案の眼目は十一條にあると申してもいいのじやないかと思ひます。而も勿論罰則を付すること、が、刑罰を付することが先ず第一でございますが、その外にも刑罰までは行ななくとも、自肅的に業務の停止をするとか、或いは登録の取消をするといふことも考えられますので、十一條は懲戒事由にもなるといふところで、それで特に十一條を抜き出したのでござ

います。

○大島農夫雄君 この調査士の方は、例えば今司法書士がやつておつた仕事、登録に関する司法書士がやつておつた仕事、そういうものはできるので

○衆議院法制局参事(福原忠男君) できないことになっております。

○大島農夫雄君 調査の測量に関する申告手続はできるのですか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) さようでございます。ちよつと言葉が悪かつたからあれですが、この調査士法の第一條で、「土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続」の場合、土地台帳、家屋台帳の申告という

ことは、今までは税務署にございまして、司法書士の職務ではなかつたのでございまして、この台帳の方の法規が変更して、税務署の方から地方

法務局の方の所管に移りますので、それで若しそのままこの土地家屋調査士法というものができま

せんならば、司法書士が全部その仕事をするという結果にはなるかと思ひますが、併し業務の性質上、單なる代書事務ではなくて、現実にその実態調査と申しま

すか、山林、その他の土地、或いは家屋の事実上即ち申告がなされなければならぬので、司法書士の従来の業務とは違ふものがあるところから、調査士というものが考えられ

れた次第でございまして、○大島農夫雄君 そうなりますと、調査士の仕事というものは、いわゆる事実行為としての形式行為といふものは、一応司法書士に頼まなければ駄目だ、登録する場合に……、こうなるので

すか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) これは調査測量は、勿論土地家屋調査士の職務でございまして、それに附随します申告手続も、勿論土地家屋調査士がするので、その点は司法書士にお願いしなくてもよろしいことになる

○大島農夫雄君 それを先程から聞いておつたのです。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 申告手続を特に司法書士に頼まなければならぬというわけではございませ

ん。土地家屋調査士がみづからいたします。○大島農夫雄君 こういつた法律命令はできるのですか、代理行為が……

○衆議院法制局参事(福原忠男君) できるものであります。それは土地家屋調査士法の第一條の中に「土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすること」と、こういうことになつております。

○大野幸一君 司法書士法と共にこの法律の第一條には、この法律の目的というものが書かれていないために非常に誤解を生ずると思ひますが、これによつてはいわゆる一定の調査申告手続をなすを業とする者だけを対象としておるが、仮に我々が建築したま

し、大工さんに図面を引いて貰つて、それでそれを土地台帳及び家屋台帳に申告手続をする場合に、調査士に依頼しなければならぬという根拠は私はないと思ひますが、この点先程の御答弁中明らかなでなかつたのですが、若し

そうだとすると、これは一般国民に及ぼす影響が非常に重大なもので、例えば十坪の簡単なバラックを建てても、

調査士に若干の報酬を支拂わなければならぬのであります。私はそういうふうな解釈をしていないのであるが、これを明らかに一つして頂きたいと思

○衆議院議員(田嶋好文君) これは特に第一條で決められたことでありまして、特にこの法案の重点だと思ひますから、重ねて御説明をいたしたいと思

うのであります。そうした場合本人がやることには差支ないでございまして、ただ本人が土地家屋調査士に依頼してやる場合、その依頼を受けてやる人の業務の内容を第一條で規定したわけでありまして、ですから、本人が

やりになる場合はこれは勿論制限するものではございせん。○大島農夫雄君 そういう点なんです

が、本人が選択する自由権を持つておるにも拘わらず、この登録された土地家屋調査士以上に技術を持つてゐる人があつても、それを使うことができないとすれば、非常に国民は迷惑である。尙更費用を負担しなければなら

ないといふことになりまして、この法律を施行することによつて国民に、先程大野委員から申しましたように、負担が非常に多く掛つて来る。詰らないこ

ういつたものについてそう国民に負担を掛けるというよりも、もう少し国民に自由を與えて、そうして少くとも大体においてその測量登録しなくとも正確だと認められるものは分るのですから、その程度においてできなければならんと私達はどう思ふのです。これを

厳格に解釈すれば幾らでも国民は負担してやらなければならぬといふことになるのであります。その点が少し我

我疑問に思ふのですが、如何ですか。○衆議院議員(田嶋好文君) 実はそう

いうようなお説も成り立つかも知れませんが、半面今の土地家屋台帳法の制定によりまして、申告手続に正確を期さなければならぬという点から考

て見ますと、そうした面に対して相当信用の置ける人を国家が持たなければならぬ、こういうことが前提になるわけでありまして、手放しということ

になりますと、どうも土地家屋台帳法を制定した趣旨に沿わないことになつて参ります。この法のできた前提は、土地家屋台帳法の制定が前提になつてお

りますので、どうしてもその制定に沿つた法律をここに作るということ

が、第一に考へて頂きたいところでございまして。尙、国民の負担を大きくしやしないかといふ点でございまして、

成る程国民の負担を大きくするかも知れませんが、半面、例えば弁護士会におきまして、却つて弁護士という者があ

りまして、却つて弁護士よりも負担を大きくする場合がありますように、不規則な測量士に頼むことによりまして、却つて信用がおけない結果を招く

ばかりでなしに、国民の負担が重くなるということも考えられるのであります。それらと対照いたしてみますと、信用のおける、而も一定の基準によつて賃料を拂つて安心して依頼ができるという線を選びますことがよいで

はないかと、こういうふうに私達は考へておる次第であります。○委員長(伊藤修君) 外に御質疑ありませんか。……それは質疑はこれを以て終局することに御異議ございせんか。

○委員長(伊藤修君) それでは質疑はこれを以て終局したものと認めます。本案につきましては、討論を省略いた

しまして、直ちに採決することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) それでは直ちに採決することにいたします。本案全部を問題に供します。本案全部御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決することに決定いたしました。尙、本会議における委員長のお頭報告の内容については、予め御一任を願ひます。御賛成の方の御署名を願ひ

ます。多数意見者署名 大野 幸一 大島農夫雄 遠山 丙市 松井 道夫 岡部 常 鬼丸 義齋

○委員長(伊藤修君) 本日はこれを以て散会いたします。午後八時七分散会 出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君 理事 鬼丸 義齋 岡部 常君

委員 大野 幸一君 大島農夫雄君 遠山 丙市君 松井 道夫君

衆議院議員 北川 定務君 川本 末治君 田嶋 好文君

事務局側 常任委員 長谷川 宏君 参議院事務局側 参事(第二部長) 福原 忠男君